資料1-2

議題１　GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備後の端末の活用方法について（一宮市提出）

市名	回答			
	（３）家庭への持ち帰りについて	（３）【②の場合】 内容を記載	【（３）で①②③の場合】 （４）故障や盗難等の対応について	【（３）で①②③の場合】 （５）通信環境のない家庭への対応について
名古屋市	③検討中		保険で対応。	Wi-Fiルーターを貸し出すが、通信契約は家庭で行う。
豊橋市	①実施中（全児童生徒対象）		予備機で対応する。	電子ドリルは学校でダウンロードして対応する。テレビ会議などは学校の空き教室を提供する。
岡崎市	②実施中（一部児童生徒対象）	小学校１～３年生を除く学年	家庭の負担、または家庭が加入する任意保険での対応を求めている。	Wi-Fiルータの貸し出しを行う。
一宮市	②実施中（一部児童生徒対象）	感染症や怪我等の理由で長期間学校に来られない児童生徒を対象。	現在のところ未対応であり検討中。	LTE対応端末を貸出。通信費は市費負担。
瀬戸市	②実施中（一部児童生徒対象）	低学年は、現状としては、持ち帰りをしても自分でできることがないため。今後学校で指導をして、持ち帰りを検討していく。	市で加入している保険で対応。 端末はリースで動産保険付きとなっており、故意による破損や、紛失などを除き保険にて対応しています。	就学援助対象家庭（要保護、準要保護世帯の児童、生徒で希望者）には、市からWi-Fiルータを貸与している。（端末及び通信費は全て市費） 長期欠席の場合（入院、感染等）は、家庭からの申し出によって、市からルータを貸与予定。
半田市	①実施中（全児童生徒対象）		市の予算で修理等を対応している。	今のところ、端末を家庭学習で活用する際には、オフラインで利用可能なドリルソフト等で対応しているが、今後は一定の条件のもとモバイルWi-Fiをの貸し出すなどにより、通信環境のない家庭におけるオンラインでの学習環境を整備していく予定。
春日井市	②実施中（一部児童生徒対象）	中学校は全生徒対象。小学校低学年については全市的には持ち帰りを行っていない。また、現時点では学校によって実施状況が異なる。	故障や盗難が故意によるものであれば、保護者に負担を求める場合がある。 それ以外は、メーカー保証や動産保険で対応。	WiFiルータを貸し出し、収入等によって期限を設け通信契約を市で行う予定。
豊川市	③検討中		故障時は、各校に配備される予備機で当面は対応する。状況によっては、学校予算で修理を進める。	今後検討していく予定。
津島市	③検討中		検討中	検討中
碧南市	③検討中		ＳＫＹ安心ＧＩＧＡタブレットパック保証で対応。（ただし、意図的な破損や紛失は対象外。）	WiFiルータを貸し出しをして、通信契約は家庭で行う予定。
刈谷市	②実施中（一部児童生徒対象）	家庭でのWi-Fi接続を確認するため、一度試験的な持ち帰りを実施し、その持ち帰りを実施した学年から家庭への持ち帰りを許可しています。	状況を聞き取り、故意又は重大な過失がなければ、リース会社が加入している保険で対応しています。	市でモバイルWi-Fiルーターの貸し出しを行っています。（市でSIMカードを購入し、通信できる状態のものを貸し出しています。）
豊田市	①実施中（全児童生徒対象）		学校からの指示で持ち帰りを行っている場合、または、市の運用ガイドラインに沿って使用していた場合の故障等については、市費で購入した代替機と交換する。	Wi-Fiルーターの貸し出しで対応している。
安城市	①実施中（全児童生徒対象）		保険で対応	要保護、準要保護世帯で自宅にWi-Fi環境のない児童生徒についてルーターを貸し出す。 通信料については市が負担する。
西尾市	③検討中		Sky安心GIGAタブレット保証サービス及びリース契約の動産総合保険（新価特約有り）にて対応。個人の過失があまりにも大きい場合は、保護者負担も検討。	令和3年度中は、学校の教室を開放し、児童生徒が利用できるよう対応。また、令和3年度中にモバイルルーターを調達し、令和4年度以降通信環境のない家庭への貸し出しを予定。通信料について、就学援助受給世帯は就学援助費にて負担、それ以外は各家庭にて負担を予定。通信容量、単価等は検討中。調達台数は、約1,000台調達予定。

議題１　GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備後の端末の活用方法について（一宮市提出）

市名	回答			
	（３）家庭への持ち帰りについて	（３）【②の場合】 内容を記載	【（３）で①②③の場合】 （４）故障や盗難等の対応について	【（３）で①②③の場合】 （５）通信環境のない家庭への対応について
蒲　郡　市	③検討中	夏休み前に接続状況を確認　９月から小５以上で実施予定	メーカ保証期間は、メーカー対応　その後は、故意出なければ市の対応	モバイルＷｉ－Ｆｉルーターの貸し出し（生活保護家庭を前提）
犬　山　市	①実施中（全児童生徒対象）		保険で対応	通信環境を必要としない学習等に使用
常　滑　市	③検討中		検討中	検討中
江　南　市	③検討中		検討中	Wi-Fiルーターは貸し出すが、通信契約は家庭で行う予定。
小　牧　市	②実施中（一部児童生徒対象）	小学４年生から中学３年生を対象としている。（ただし、ＩＣＴ教育パイオニア校においては全学年対象）	紛失以外は市が加入している保証（Sky安心GIGAタブレット応用パッケージ）で対応	就学援助世帯（一定額）及び生活保護世帯（実費）の支給を行う方向で検討中
稲　沢　市	③検討中		５年間の自然、物損故障保証付のパッケージ製品を購入した。	
新　城　市	③検討中	２学期中の実施を目指して、現在端末の持ち帰りや家庭のWifiへの接続等のテストを実施している。	過失による破損・故障や盗難については、持ち帰り中であっても、加入している有償補償の対象となるため、原則的に保護者の負担はない。	具体的な活用方法等を示し、協力をお願いする予定。
東　海　市	②実施中（一部児童生徒対象）	市内11小中学校で、試験的に持ち帰り学習を実施。 また、一部の学校で、出席停止の生徒を対象に試験的に実施。	リース契約の中の物損保険で故障については対応。盗難については、保険の対象外のため、未対応。	対応検討中
大　府　市	①実施中（全児童生徒対象）		保証対応	就学援助受給世帯を対象に、市が通信費を負担し、Wi-Fiルーターを無償で貸与する。
知　多　市	②実施中（一部児童生徒対象）	モデル校１校において、３～６年生の週末の端末持ち帰りを試行的に実施中	通常使用の中で発生したやむを得ない故障は公費で対応、故意・過失がある場合は保護者に負担を求めている。（保険加入無）	WiFiルータは貸し出すが、就学援助等受給世帯を除き、通信契約は家庭で行う。
知　立　市	③検討中		検討中（公費で負担するか、保護者負担にするか）	Wi-Fiルータを市で用意し、貸し出す予定
尾張旭市	②実施中（一部児童生徒対象）	一部の小学校では、低学年の持ち帰りは実施していない。 その他の小中学校では、持ち帰りを実施。	故意の破損等でなければ、保険で対応。	ルーターの貸し出しは行うが、通信契約は家庭で行う。なお、就学援助家庭に対しては、通信費の補助制度あり。
高　浜　市	①実施中（全児童生徒対象）		原則、保険で対応。ただし、紛失した際、付属のキーボード代については、実費負担18,000円としている。	LTE回線を利用した端末のため、家庭での対応は不要。
岩　倉　市	①実施中（全児童生徒対象）		児童生徒の責任によって破損、紛失、故障したときの修理費等は家庭で負担してもらう。また、経年劣化による故障や住宅侵入による盗難等、児童生徒の責任によらない故障等は本市で負担します。	Wi-Fiルーターは貸し出すが、通信契約や通信料は各家庭で負担してもらう。
豊　明　市	③検討中		故意でなければ、令和3年度中は教育委員会にて補償。	Wi-Fiルーターを貸し出し、令和3年度中は教育委員会にて負担。
日　進　市	③検討中		タブレット端末のリース契約時に付保した動産保険で対応することを基本としますが、使用者が故意に破損させる等、動産保険の適用対象外となる場合の再購入や修理に係る費用は、保護者負担です。	就学援助を受けている世帯の児童生徒を優先してモバイルルータを貸し出します。
田　原　市	③検討中		故意の場合は全額負担、過失の場合は予備機対応	・空き教室の開放 ・公民館などの公共施設の利用
愛　西　市	③検討中		「原則は市が対応し、故意や重過失等の場合には保護者負担を求める」という対応を想定しています。	「Wi-Fiルータを貸出し、通信契約は家庭で行っていただく」という対応を想定しています。

議題１　GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備後の端末の活用方法について（一宮市提出）

市名	回答			
	（３）家庭への持ち帰りについて	（３）【②の場合】 内容を記載	【（３）で①②③の場合】 （４）故障や盗難等の対応について	【（３）で①②③の場合】 （５）通信環境のない家庭への対応について
清　須　市	②実施中（一部児童生徒対象）	学校、学年、学級ごとに試験的に実施している。	基本的には保険で対応するが、紛失及び故意による破損は保護者が負担する。	現段階ではWi-Fiルータの貸出しは行っていない。 令和4年度以降、Wi-Fiルータの貸出しや通信費の補助について検討する。
北名古屋市	②実施中（一部児童生徒対象）		保険で対応。	WIFIルーターは貸し出すが、通信契約は家庭で行う。
弥　富　市	④実施の予定なし			
みよし市	③検討中	令和3年度は、持ち帰り練習を実施。保護者と一緒にWi-Fiに接続した状態で使用したり、オフラインの状態（フィルタリングソフトでコントロール）で使用したりして、活用方法を探っている。令和4年度からどのように持ち帰りを実施するかを検討します。	保険で対応するため、故意に破損させた場合を除き、保護者負担はありません。	Ｒ4年度は、Wi-Fiルーターは貸し出さない。（Wi-Fiがある家庭のみ接続可とする。）Ｒ4年度からは、Wi-Fiルーターの貸し出しを検討しているが、通信費は保護者負担とする方向。
あ　ま　市	③検討中		検討中	Wi-Fi　ルーターの貸し出しを検討中
長久手市	③検討中	―	故障等の原因が、故意でない限り、修理費用は原則公費負担とします。	検討中